

仲裁センター手続助言者規則

施行 平成二〇・ 三・一三

(目的)

第一条 この規則は、第一東京弁護士会仲裁センター（以下「仲裁センター」という。）における仲裁手続又は和解手続について、適切な手続の選択等の補助を行う者（以下「手続助言者」という。）につき、必要な事項を定めることを目的とする。

(手続助言者の選任)

第二条 仲裁センター運営委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下単に「委員長」という。）は、必要と認める場合には、委員会の委員の中から一名の手続助言者を指名することができる。

(手続助言者の業務)

第三条 手続助言者は、申し立てられた仲裁手続申立事件又は和解手続申立事件の内容等に照らし、当該事件につき仲裁手続又は和解手続が開始されるまでの間、仲裁廷の構成その他手続進行上の事項につき、事務局職員などに対し、必要な助言をすることができる。

2 手続助言者は、前項の助言に必要な場合、当事者の事情聴取及び当該事件の記録の閲覧等の取扱事例の照会の調査を行うことができる。

3 手続助言者は、前項の調査等の内容及び第一項の助言の内容を委員長に報告する。

4 手続助言者は、当該事件の処理に有用と認められる範囲において、第一項の助言の内容を当該事件の仲裁人又は仲裁人予定者に報告する。

(秘密保持義務)

第四条 委員長その他手続助言者を含む委員会委員、仲裁センター事務局職員及び第一東京弁護士会役員は、手続助言者の業務遂行に際して職務上知り得た事実について、秘密を保持しなければならない。ただし、仲裁手続等に関する研究活動などを目的として、当事者その他関係者のプライバシー等に配慮した上で、必要な限度で開示することは妨げない。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日（平成二十年三月十三日）から施行する。